

答申第 829 号

諮問第 1407 号

件名：処分理由説明書等の一部開示決定等に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、「2015 年 8 月 21 日（ごろ）消防学校元副校長処分についてわかるもの」の開示請求に対し、別表の 1 欄に掲げる行政文書を特定し、同欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書 2 以下も同様とする。）及び文書 2 の一部開示決定において同表の 2 欄に掲げる部分を不開示としたこと並びに文書 3 を不開示としたことは、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 27 年 8 月 24 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 9 月 7 日付けで行った一部開示決定及び不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

ア 異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 2015 年 9 月 11 日に開示対象文書を閲覧し受け取った。

事情聴取録は、なかった。

（聞き取り）事情聴取記録について、処分庁の質問と、被処分者の回答、という記載が、なされたものを想定している。他の自治体では作成され、一部開示されている。

警察では、事情聴取では相手に聴取記録を読んでもらって、サイン等をさせると聞いた。

事情聴取では、相手の確認等なされたものが、処分の前の文書として、作成されていると思っていた。もし、相手に確認もなく事実認定されていたら誤った、判断等につながる。処分庁が作成した事実確認記録にも職員からの聞き取りで、少なくともメモ類があると思われるが決定通知書では触れられていない。現在では、録音もあると考えられる。それらのものについて処分庁は明らかにして、開示することを求める。

(イ) 本件、処分理由説明書では、なぜ副校長が、なぜ不適正な会計処理をしたのか、また部下に指示をしたのか、まったく不明である。簡単に言うと、これまで組織的構造的に、行われていたのか、又何時ごろからか、副校長はこのような方法をどのようにして、身につけたのか、なぜ今回行使したのか、なぜ部下に…など肝心なことが明記されていない。「追加工事…」ということで、支払いがある前に判っていたのに、なぜこのような会計処理を選択したかということである。不適正会計処理の問題点（背景、原因など）を明らかにしていくために必要なことのために、開示請求をしたが今回の、処分庁の文書では、処分庁も、原因や背景等把握しているとはいいいがたい。そのためにも事情聴取の記録の開示（なければメモ等）をまず求める。

(ロ) 特に、一部開示された文書（文書 2 の 1 枚目）の問題点

愛知県消防学校の校長、副校長兼総務課長名は、愛知県職員録で明確になる。また、不適正指示の副校長名を、公開されていることを、あえて黒塗りにしたことは、処分庁、県等が、組織的に隠し事をしているように取られる。

聴取結果（文書 2）については、全面的に黒塗りであるがために、処分庁の説明を受けて反論をする。また、開示された文書（文書 2 の 2 枚目）については、誰が誰にどのようなことを聞いたのか、その回答がどこに書かれているのか理解し難い。いかなる理由で、黒塗りにしたのか、具体的な説明を求めるとともに、全面的に開示することを求める。

(ハ) 不開示文書については、申立書は、一切見ることができないので、反論のしようがない。すくなくとも、申立書の表題、及びいつ出したのか（日付け）など、明らかにできるところが、あるといえる。

(ニ) 個人の権利利害を害するというなら、具体的に説明を求めるものである。

同様に公平かつ円滑な人事の確保というならその具体的事例等について説明を求める。具体的な説明のない処分庁の（不開示等）処分はありえない。

イ 意見書における主張

実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、異議申立人に当該不開示理由説明書を送付したところ、異議申立人から意見書が提出された。その内容は、おおむね次のとおりである。

(ア) 処分庁が開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由に対する反論

a 条例第 7 条第 2 号に該当することについて、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの…」とあ

るが、具体的に、個人を識別して、権利利益を害するおそれがあるということについての説明がない。

- b 条例第7条第3号イに該当ということについても、どのような権利利益を害するかということについて、具体的な説明がない。

処分庁が、開示しないとすると、条例を述べるだけでなく、どのような権利利益を害するのかの説明が必要である。説明がないなら開示することが原則である。

- c 条例第7条第5号に該当することについて、処分庁からなされる処分庁にとっての職務行為である、事情聴取の調査内容に関して全面的に不開示にする理由にはならない。基本的な、やり取り等もあるといえるからである。また必ず確認される項目もあるといえる。そうであるから全面的に、不開示にするということは、5号に該当することとは、開示をしなかったための、言い逃れであると受け止める。

また、どの部分が、どのようなことの内容が、不利益を及ぼすかどうかの具体的説明がないなら、全面的に開示されるべきである。

- d 条例第7条第6号に該当することについて、人事管理に関する情報であってということであるが、「不適正な会計処理」ということでの処分であるから、「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす…」ということは、理由にならないといえる。確かに、本件請求内容の事案が「公正かつ円滑な人事…」に反することであるということなら、そのような受け止め方もあるということについては、否定はしない。しかしながら、請求者の権利侵害のために、主張することは、許されない。何度も主張するが、具体的な説明がない場合は、全面的に開示を求める。

- e 事情聴取の内容について、「全体として個人に関する情報」ということを処分庁は主張するが、事情聴取の記録等は、作成等また、聴取をする職員においては、聴取を受ける職員より職務行為といいやすい。

その職員の名前、質問等の職務行為が明らかにされることは当然であり問題がないといえる。

被処分者も、事情聴取を受ける行為は、最初に処分があつて、その後のことではないので、職場の職務行為についての事実確認ということで質問等をされているといえる。個人の問題等の確定でなく、職場の事実確定であることからすると、本件請求の内容は、個人の問題ということではなく広く職場の体質、問題についての事情聴取でもあるということである。

- f 業者も巻き込んだ形の、「不適正な会計処理」である。業者は、

被害者なのか、それとも、処分された職員と同じように、責任を取られる立場なのか、明らかではない。

しかしながら、業者は便宜を、図ったのか、図らされたのか、いずれかであるといえる。もしこの事件が公にならなかつたら、疑っては、いけないかもしれないが、「不適正」が継続していたかもしれないし、さらなる不正につながったのではないかと受け取らざるを得ない。公になっていなかった時点では、この法人は、他の法人と比べて、優先性を持っていたのではないかといえる。「不適正な会計処理に加担していたなどと解されるおそれ」ということからすると業者は、巻き込まれたということであるのかどうか判断が難しい。業者が、行政に巻き込まれたということなら、今後配慮する事項としても、すべてを明らかにしておくことが必要である。つまり、他の法人との平等性というなら、ペナルティーではなく、事実関係を明らかにしておくことが、必要である。行政、業者間で、それでも取引等が継続するなら、それは、請求者としては、異論を申し立てすることではないかといえる。

g 「被処分者等が開示されることを意識して…協力が得られなくなり、」という処分庁の主張であるが、万一そうであるとしても、本件事案に関する事件は、特異なことであるといえる。なんでもかんでも、非公開にすることは許されないことである。知りたいという請求者の請求に対して、早急に知らせるという責任が処分庁にあることは確かである。

(イ) 処分庁の申立人に対する内容についての疑問点

a 「形式的な相手（被処分者）の確認等は必要ないもの」とする点について、形式的な相手の意味が不明、明確にしてほしい。

b 「メモは廃棄する」という点について、破棄されたのかどうか明確にしてほしい。

(ウ) 愛知県が出している、「愛知県職員録」から、愛知県消防学校における不適正な会計処理についての調査結果報告書の処分庁が非開示とした、職員の氏名がわかるといえるが、申立人の主張どおりかどうか、この件に対する、処分庁の説明が聞きたい。またそのとおりであるなら、早急に公開等の対応をすることを求める。

ウ 意見陳述における主張

異議申立人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

当時の愛知県職員録を見たら、愛知県に消防学校というのは一つしかなく、該当する副校長は一人しかいない。そうすると、それに近いことを私が出した文書で少し触れてあるので、処分庁としては、それを見たら、まあそうだなと思って速やかに開示をしてもらえたら、ありがたか

った。

その他にも不開示、黒塗りになっている部分はあるが、情報公開の請求があった場合は、できるだけ速やかに本人の希望に従えるような行政であってほしかった。この愛知県職員録が公的なものでないなら、実際に開示することはできないかもしれないが、愛知県が一応出しているものなので、後になって、この内容については知らないということになり得ないと思うので、少しでも請求者の利益になるためには、できる範囲で、今からでも速やかに開示されるといいと思っている。

審査会の決定を受けてから出すという姿勢もあるかもしれないが、もう明らかになっているものについては、できるだけ請求者の希望に沿うような対応をするのが行政の住民サービスであり、こういう公開制度の知る権利をできるだけ速やかに果たすことが責務ではないか。私が実際に申立てをした段階で、それが明らかになっていると思うが、なぜ今日まで何の対応もないのか、非常に不思議でならない。

再度、行政としては、情報公開制度の知る権利を達成するためにも、できることはやる、これまで自分たちが公開してきたものを知らないふりして何も手をつけないのはいかがなものかと切に思っている。

それから、文書2の中には、聞き取り調査があつて、それについても黒塗りである。

今回の件は、自然災害ではないが、物理的な現象についての聞き取りがほとんどではないか。お金について、その後どう出し入れするかが若干あるが、とりあえずは、技術的というか、物理的な水の流れがどうだったかというようなことが聞き取られたと思う。そういうことについてまで黒塗りにする理由は、なかったのではないか。

それから、そういう事実関係の流れを聞き取られることについては、これは職務に関することであるし、この人が最初から、言葉が妥当かどうか分からないが、予算、お金の後付けにしようとか確信的に、確定的に思いながらやったとは考えられない。そうすると、それらの事情聴取に関しての内容が、今後のことで何か問題になることはないのではないか。そこまで全面的に黒塗りで、ある意味、逆に職務行為を隠すということは、何か他に問題があったのではないかと疑われざるを得ないという、当然の職務を行っているのに、その職務についての聞き取りに対して隠すということは、ある意味、職務に対する冒瀆とくのような気もする。それについて、開示できないからということで色々理由を付ける必要もないし、開示すれば全て済むと思っている。

職務行為については公開するということが、公務員の立場に置かれた人たちの情報公開に関する規定でないか。特別な場合については、特例として開示されない場合もあるとは聞いているが、今回の件に関しては、

別に、水道水がどこかから漏れている、困ったという流れで大変難儀をしていると思ったので、それらのことを何か聞かれるのに、どうしてそういうふうになってしまうのか。逆に言えば、日頃そんなにはあり得ないだろうが、あり得る事情、事故と言っているのか分からないが、そういうときのために、そういう情報は、今後の二次災害、三次災害、別の災害等に対しての対応策、防御策の情報として非常に必要なのに、隠されたら今後のためにならないのではないか。

それから、文書1から読み取ると、追加工事に入ってしまった、お金を払わざるを得なかった、そのお金を後で来年度分などに予算を計上させるというような流れだった。

しかし、それらの流れのやり取り、どういうことでそういうふうになったかという具体的なところが文書2等からも少し不明であった。

それで、実際の自治体はちょっと不明であるが、付け回しという言葉で、お金の使い方が何年か前に問題になった記憶がある。それらのことが起きて、OBの方たちからお金を集めたりして、相当な額のお金が集められて返還されたというようなことも聞いている。

そういう事例があった上に、これについては、あまりにも無責任というのか、付け回しという言葉を使って妥当か分からないが、この副校長が付け回しをしろ、来年度に請求してもらうようにしろということをなぜ言ったのか、それとも言わなかったのか、それらについてはきちんとした事情聴取をしないと、今後の対応にも響くのではないか。個人的な見解でやったのか、それとも裏ではそういう事例が続いていたから今回も起きたのかが非常に疑問に思うとともに、愛知県の行政の今後の問題点ではないか。

それから、こういうように付け回しがあったとしたら、どうしていけないのか、例えば緊急措置だからいいのではないかという考えもあるだろう。しかしながら、もし緊急事態で予算がないという行政を愛知県がやっていたとしたら、それはそれで問題であるから、今後それについての条例、内規、規定を早急に作成するべきではないか。

しかし、そういうものがありながらも、特別にこういうことをやっただとしたら、どうして駄目なのか考えてみると、やはり権限のある人は、そういうちょっとまずいのではないかということができるということで、そういう付け回しと言っているのか、それらが行われれば、次の年に何もなくても、その業者に物を頼まなければいけない。それから、実際は予算をもう使い切って、その埋め合わせを次の年でしなければいけないということになると、正常な業務の引継ぎが非常に困難になってくる訳である。

要するに、隠すことを引き継がなければいけないということになると、

正規の引継ぎではなくなり、正規の引継ぎができないということになると、その時点で既に行政の流れが滞ると言えるのではないか。

だから、このような事案が緊急で起きたとして、そんなことはないと思うが、緊急対策の特別予算枠がもし決められていなかったら、それを決めることが先決であって、私が請求している文書の事実内容を黒塗りにする理由にはならなかったと思っている。

それから、もし副校長という職員が複数いたとしたら、そういう職場もある訳で、例えば県立高校では、教頭が2名いる学校もあるので、一人の名前を確定してしまえば、もう一人の人が明らかになるということも考えられる。

しかし、逆に言えば、複数いる学校や職場で一人の人間を隠すことによって、他の人間にも不名誉な疑いが掛かってくる訳である。そうすると、疑いが掛かって、裏で「あの人、ちょっとまずいのではないか」というようになってくると、そういうものを風評被害といい、本当は事実と違うことが流れて、事実が流れても流れなくても、裏でこそこそ言って判断されると、巻き込まれた人たちは、大変困る訳である。

そうすると、今回のように、管理職であって行政の責任者がこういうことをしたときに、事実が明確にされていなかったら、何なのと、あそこの辺りがいけないよねというふうになる可能性もある。そうすれば、それは、例えば個人的にも被害を受けるし、家族関係でも、家で「お父さん、大丈夫ですか」というように家族にも心配させるし、そういうもろもろのことを引き起こす。

しかし、当事者が一人明確になって、その人がなぜそういうことをしたかが最初から最後まで明らかになれば、ある意味、納得せざるを得ないということで、それ以上の追及もなくなるだろうし、風評もなくなるだろうということも含めて、今回のような事案は、やはり全て明らかにしていいのではなかったのかと思っている。

まず基本的には、何があったのか知りたいということが原則である。行政で不祥事が起きたときに、きちんと対応できているのだろうかと思っている。

例えば事情聴取するとしても、本当に上辺だけ事情聴取をしても、それは当事者にとって、本当に反省している人もいるかもしれないが、見つけたことによって、しまったな、誰々が告発したから、自分がこうやって矢面に立たされているとなる人もいると思う。

だから、こういう不祥事があったときに、その人がなぜそういうことを安易にやったのか、それとも、そういうのが癖になっていてやったのか、それから、そのやった理由の問題点はどこにあるのか、今後、自分をどう制御していけばそういうことをやらずに済むか、そして、そうい

うことをちゃんと後悔できれば、少しは、次からはそういう間違いに手を染めないで済むのではないかということを思っているが、これだけ真っ黒では、行政としては本当にこれでちゃんとした聞き取りをしたのか、今後の対応は大丈夫かが伝えられないので、歯がゆい思いで、そんな隠さなくてもいいではないか、今後やらなければいいではないか、そのためにどうしたらいいかを考えてくださいという気持ちで、全面開示を求めている次第である。

3 本件異議申立ての併合について

異議申立人は、本件開示請求に係る一部開示決定及び不開示決定に対し、異議申立てを提起しているが、いずれも同一の開示請求書に記載された請求内容に係る一部開示決定及び不開示決定に対する異議申立てであることから、実施機関は、当該2件の異議申立てを併合することとしたものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を特定して一部開示又は不開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

一般職に属する地方公務員が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項の各号に該当する場合においては、これに対して懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができることとされている。

本件開示請求を受け、平成27年9月1日、愛知県総務部人事局人事課（以下「人事課」という。）職員が開示請求者である異議申立人と面談したところ、本件開示請求は、愛知県消防学校における不適正な会計処理（以下「本件会計処理」という。）について平成27年8月21日に知事が行った懲戒処分（以下「本件懲戒処分」という。）に係る処分理由書、本人の弁明書及び事情聴取録を求める趣旨であった。

したがって、本件行政文書は、本件懲戒処分に係る処分理由説明書、本件会計処理についての調査結果報告書の聴取結果及び被処分者の申立書である。

ア 文書1（処分理由説明書）

処分の量定が決定されると、被処分者に対し処分理由説明書を交付して処分を伝達することとなる。文書1は、本件懲戒処分について作成した処分理由説明書である。

文書1には、被処分者の所属、職名及び氏名、処分の内容、処分理由等が記載されており、このうち開示しないこととした部分は、別表の2欄に掲げる部分である。

イ 文書 2（調査結果報告書の聴取結果）

文書 2 は、本件懲戒処分に先立って、愛知県防災局（以下「防災局」という。）から人事課に提出のあった報告書のうち、本件会計処理について調査した聴取結果が取りまとめられたものである。

文書 2 には、事情聴取の対象となった職員（被処分者及び関係職員）、事実経過、不適正経理に関する職員の関与の状況等が記載されており、このうち開示しないこととした部分は、別表の 2 欄に掲げる部分である。

ウ 文書 3（申立書）

文書 3 は、本件懲戒処分に係る被処分者からの申立書である。

文書 3 には、被処分者の所属、氏名、申立て内容等が記載されており、その全てを開示しないこととしたものである。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 本件行政文書のうち、今回開示しないこととした被処分者及び関係職員の氏名及び経歴並びに被処分者の所属の部署名（以下「被処分者の氏名等」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

イ 本件行政文書のうち、今回開示しないこととした事情聴取の内容並びに事実認定及び理由（以下「事情聴取の内容等」という。）並びに文書 3 である被処分者の申立書（以下「申立書」という。）には、被処分者や関係者から聴き取りをした各人の認識その他の内容、被処分者の心情等が詳細に記載されており、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

ウ 本件懲戒処分については、実施機関が処分日に、被処分者の所属、職級、処分内容、処分理由、処分年月日等を記者発表しているが、被処分者の氏名等、事情聴取の内容等及び申立書については公表していない。仮に、今回不開示とした情報が報道され、一時的に公衆の知り得る状態に置かれていたとしても、当該情報は、報道機関の独自の取材に基づき報道されたものであって、実施機関自らが積極的に公表しているものではないことから、そのことをもって、当該情報が慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められない。

したがって、被処分者の氏名等、事情聴取の内容等及び申立書は、本

号ただし書イに該当しない。

エ 被処分者は公務員であるが、処分の対象となった行為が職務上の行為であるかどうかにかかわらず、被処分者が処分を受けたという情報は、被処分者の職務の遂行に係る情報とはいえない。また、関係職員は公務員であり、被処分者となる可能性もあり事情聴取の対象となった者であるが、こうした調査の対象となったことは、当該職員の職務の遂行に係る情報とはいえない。したがって、被処分者の氏名等、事情聴取の内容等及び申立書は、本号ただし書ハに該当しない。

さらに、被処分者の氏名等、事情聴取の内容等及び申立書が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

オ よって、被処分者の氏名等、事情聴取の内容等及び申立書は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

本件行政文書のうち、今回開示しないこととした業者名は、公にすることにより、不適正な会計処理に加担していたなどと解されるおそれがあり、その結果、当該事業者の社会的評価を不当に損ね、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、条例第7条第3号イに該当する。

(4) 条例第7条第5号該当性について

事情聴取の内容等は、職員の行った非違行為の内容等の事実を客観的に把握し、公正かつ正確に評価するために、被処分者及び上司等の関係者から、非違行為等の事実経過等を事情聴取したものであり、公正な処分を審議、検討するための重要な情報が記載されている。当該部分を公にすることとなると、関係者等が開示されることを意識し、正確な情報収集に協力が得られなくなるおそれがある。そうすると、非違行為発生の際における諸般の事情を客観的かつ正確に把握することができなくなり、公正・中立的な審議、検討等に支障を及ぼし、県の意思決定に対する支障が生ずるおそれがある。

なお、本件懲戒処分については、審議、検討等が終了し、意思決定が行われているが、審議、検討等の過程が分かる情報が公になると、将来予定される懲戒処分に係る審議、検討等に不当な影響を与えるおそれがある。

よって、事情聴取の内容等は、条例第7条第5号に該当する。

(5) 条例第7条第6号該当性について

ア 事情聴取の内容等は、職員の行った非違行為等の事実を客観的に把握し、公正かつ正確に評価するために、人事担当職員が被処分者及びその上司等の関係者から、非違行為等の事実経過等を事情聴取した内容である。

一般的に、関係者等に対する事情聴取は、非違行為等を行った職員及

び関係者に対して任意に、かつ他に知られることはないという認識のもとに行われるものであり、関係者等に対する事情聴取の内容を公にすることとなると、関係者等が開示されることを意識して正確な情報収集に協力が得られなくなり、非違行為発生の際における諸般の事情を客観的かつ正確に把握することができなくなるなど、人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

イ 申立書は、職員の任命権者である知事による任命権の行使という人事管理に関する情報であるが、こうした情報を公にすることとなると、非違行為が発生した場合であっても、被処分者等が開示されることを意識して正確な情報収集に協力が得られなくなり、非違行為発生の際における諸般の事情を客観的に把握することができなくなるなど、人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

ウ よって、事情聴取の内容等及び申立書は、条例第7条第6号に該当する。

(6) 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書において、本件の行政文書に事情聴取録がなかった旨を主張し、その理由として、他の自治体や警察での聴取記録と様式が異なる旨や、相手の確認等なされたものが作成されていると思った旨を述べている。また、聞き取りの際のメモ類があると思われる旨も述べている。

しかしながら、処分に際しての事情聴取については、人事当局が、職員の行った非違行為の内容等の事実を客観的に把握し、公正かつ正確に評価するために、被処分者及び上司等の関係者から、非違行為等の事実経過等を事情聴取するものであり、公正な処分を審議、検討するためのものであるが、その様式、方法等の規定はなく、その目的を達成できる内容であればよいのである。

また、本件については、本件事事情聴取の内容と被処分者が作成した申立書に、矛盾がなく整合性が取れていることから、形式的な相手（被処分者）の確認等は必要ないものである。

さらに、聞き取りの際、聞き取る者がメモを取ったとしても、それは備忘的なメモであり、かつ、事情聴取の記録を作成した後は、そのメモは廃棄するものである。

よって、本件懲戒処分については、文書2の事情聴取の内容等により、公正な処分を審議、検討したものであることから、異議申立人の主張に理由はない。

5 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書のうち一部開示決定に係る文書である文書 1 及び文書 2 は、本件懲戒処分に係る処分理由説明書及び本件会計処理についての調査結果報告書の聴取結果であり、その記載内容は、前記 4(1) ア及びイで実施機関が説明するとおりであると認められる。実施機関は、別表の 2 欄に掲げる部分のうち、被処分者の氏名等を条例第 7 条第 2 号に、業者名を同条第 3 号イに、事情聴取の内容等を同条第 2 号、第 5 号及び第 6 号に該当するとして不開示としている。

また、本件行政文書のうち不開示決定に係る文書である文書 3 は、本件懲戒処分に係る被処分者からの申立書であり、その記載内容は、前記 4(1) ウで実施機関が説明するとおりであると認められる。実施機関は、条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当するとして、その全てを不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、文書 1 及び文書 2 のうち被処分者の氏名等並びに文書 3 である申立書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 条例第 7 条第 2 号本文該当性について

被処分者の氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公

にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

また、当審査会において本件行政文書を見分したところ、申立書には、被処分者自身が非違行為の事実経過、自らの心情等を詳細に記載しており、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

したがって、被処分者の氏名等及び申立書は、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 条例第7条第2号ただし書該当性について

本件懲戒処分については、実施機関が自ら公表しているが、被処分者の氏名等及び申立書については公表していない。また、愛知県職員録は、作成時点の各所属に配属された職員の職名及び氏名を明らかにしているにすぎず、そのことをもって特定の職員が処分を受けたり、調査の対象となったという情報までもが慣行として公にされている情報として開示すべき情報であるとは認められない。よって、被処分者の氏名等及び申立書は、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。

また、被処分者及び関係職員は公務員であるが、処分を受けたり、調査の対象となることについては、本件事案の中にこれらの職員の職務に関係する部分を含むとしても、個人としての評価にも係る私的側面を有する情報であり、当該職員の職務の遂行に係る情報であるとは認められず、被処分者の氏名等及び申立書は、同号ただし書ハには該当しない。

さらに、被処分者の氏名等及び申立書が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、被処分者の氏名等及び申立書は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、文書 2 のうち業者名が同号イに該当するか否かを、以下検討する。

イ 業者名が公にされると、不適正な会計処理の経緯や内容いかんにかかわらず、当該事業者がこれに積極的に関与していたかのごとく疑念を持たれるおそれがあるなど、当該事業者の社会的評価を不当に損ね、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、業者名は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

(5) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

なお、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」であるかどうかの判断は、公益的な開示の必要性等種々の利益を比較衡量して行うものである。

この考え方に基づき、文書 2 のうち事情聴取の内容等及び文書 3 である申立書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、事情聴取の内容等には、被処分者を含む関係者から聞き取られた本件会計処理の事実経過等に対する認識、本件会計処理への関与の状況の認定及びその理由等が詳細に記載されていることが認められた。

こうした事情聴取は、関係者に対して任意に、かつ他に知られることはないという認識のもとに行われるものであると解され、事情聴取の内容等を公にすることとなると、今後の同種の調査において、関係者からの率直な供述を得ることが期待できなくなったり、あるいは事実を隠したり、他の関係者に対する言及を避けたりするなど、非違行為発生の際における諸般の事情を客観的かつ正確に把握することが困難となり、また、非違行為事案に対する率直で適正な評価が妨げられるおそれがあると認められる。

したがって、事情聴取の内容等を公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、事案の実態に即した適正な処分を行うという公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

ウ 申立書を公にすることになれば、被処分者が非違行為^{ちゅうちよ}についての率直で詳細な申立てをすることを躊躇し、その結果、非違行為発生の際における諸般の事情を客観的かつ正確に把握することが困難になるおそれ

があると認められる。

したがって、申立書を公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

エ なお、処分に至る過程を明らかにし、同種の非違行為事案の再発防止を図ることの公益性を考慮したとしても、事情聴取の内容等及び申立書を公にすることとなれば、調査手法等が明らかとなり、関係者があらかじめこれに備えた供述を行うなど、事案の解明を困難にし、事実関係を明らかにして今後の対策を講ずることができなくなるおそれがあることからすれば、開示によって得られる利益が開示によって保護される利益を上回るとまではいえない。

オ 以上のことから、事情聴取の内容等及び申立書は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(6) 不開示情報該当性に関する実施機関のその他の主張について

事情聴取の内容等は、前記(5)で述べたとおり、条例第 7 条第 6 号に該当することから、実施機関の主張する同条第 2 号及び第 5 号該当性について論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(7) 本件行政文書の特定について

異議申立人は、異議申立書において、開示対象文書に事情聴取録がなかった旨等を主張している。

当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、処分に当たって実施する事情聴取の内容を記録するための様式は定めておらず、また、各部局から人事課に提出される報告書の記載内容も、事案によって様々であるとのことである。そして、防災局から人事課に提出された報告書の聴取結果である文書 2 には、被処分者を含む関係者から聞き取られた内容が聴取結果として適宜集約されており、人事課においては、これらに基づき処分を検討していると解されることから、文書 2 以外に事情聴取の内容を記録した文書が開示請求日時点で存在しないということに特段不自然、不合理な点があるとはいえない。

(8) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、別表の文書 1 及び文書 2 の 2 欄に掲げる部分並びに文書 3 の不開示情報該当性並びに本件行政文書の特定に誤りがないことについては、前記(3)から(5)まで及び(7)において述べたとおりであることから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(9) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書	2 実施機関が開示しないこととした部分
文書 1 平成 27 年 8 月 21 日付け処分理由 説明書（消防学校元副校長）	・被処分者の所属の部署名 ・被処分者の氏名
文書 2 愛知県消防学校における不適正な 会計処理についての調査結果報告書 の聴取結果	・被処分者及び関係職員の氏名及び 経歴 ・業者名 ・事情聴取の内容並びに事実認定及 び理由
文書 3 平成 27 年 8 月 6 日付け申立書（消 防学校元副校長）	全て

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 10. 5	諮問
28. 2. 17	実施機関から不開示理由説明書を受理
28. 2. 24	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28. 5. 20	異議申立人から意見書を受理
28. 8. 25 (第 497 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
29. 1. 12 (第 509 回審査会)	異議申立人の意見陳述
29. 2. 22 (第 513 回審査会)	審議
29. 4. 20 (第 518 回審査会)	審議
29. 6. 8	答申